

# 「北海道地球温暖化対策推進計画」に基づく 平成 30 年度の施策の実施状況等について【概要】

## 1 趣旨及び目的

- 「北海道地球温暖化防止対策条例」(平成 21 年条例第 57 号。以下「条例」という。)第 9 条では、第 8 条に規定する「北海道地球温暖化対策推進計画」(以下「推進計画」という。)に基づく地球温暖化対策の実施状況を明らかにした報告書を毎年作成し、公表することとされています。
- この報告書では、道内における温室効果ガス排出量の状況や推進計画に示した削減シナリオの進捗状況、2018(H30)年度における道の対策・施策の実施状況と評価に加えて、道内の市町村、事業者、NPOなどの取組状況等を記載しています。

## 2 温室効果ガス排出量の状況等

### (1) 温室効果ガス排出量 (速報値)

- ※ 本報告書における温室効果ガス排出量について
- ・ 2016(H28)年度から電力の小売が全面自由化されたことに伴い、これまで二酸化炭素排出量の算出に用いていた電力量データの一部が把握できなくなったため、道では 2016(H28)年度分から、エネルギー転換部門及び民生(業務)部門における二酸化炭素排出量の算出方法を変更することとし、それに伴い、一部のデータを遡って算出し直しています。
  - ・ 本報告書では、新たな算出方法で用いる国のデータに未公表のものがああり、上記2部門について、現時点で入手可能なデータを用いて二酸化炭素排出量の予測値を算出し、「速報値」として掲載しました。
  - ・ 国のデータが公表され次第、あらためて排出量を公表します。

#### ① 2016(H28)年度の状況

- 本道の温室効果ガス排出量は 6,972 万 t-CO<sub>2</sub> となっており、基準年(1990(H2)年度)と比べると 5.9%増加、前年度と比べると 0.9%の減少となっています。
- 基準年から増加した要因としては、民生(業務)部門において電力使用量が増加したことや、電力排出係数が増加したことなどが考えられます。  
また、前年度から減少した要因としては、民生(業務)部門において電力使用量が減少したことなどが考えられます。
- 推進計画における 2020(H32)年度の削減目標は、基準年の排出量(6,582 万 t-CO<sub>2</sub>)から 7%削減(6,099 万 t-CO<sub>2</sub>)することとしており、2016(H28)年度の排出量は 6,972 万 t-CO<sub>2</sub> であることから、削減目標の達成に向けて、更なる取組が必要です。

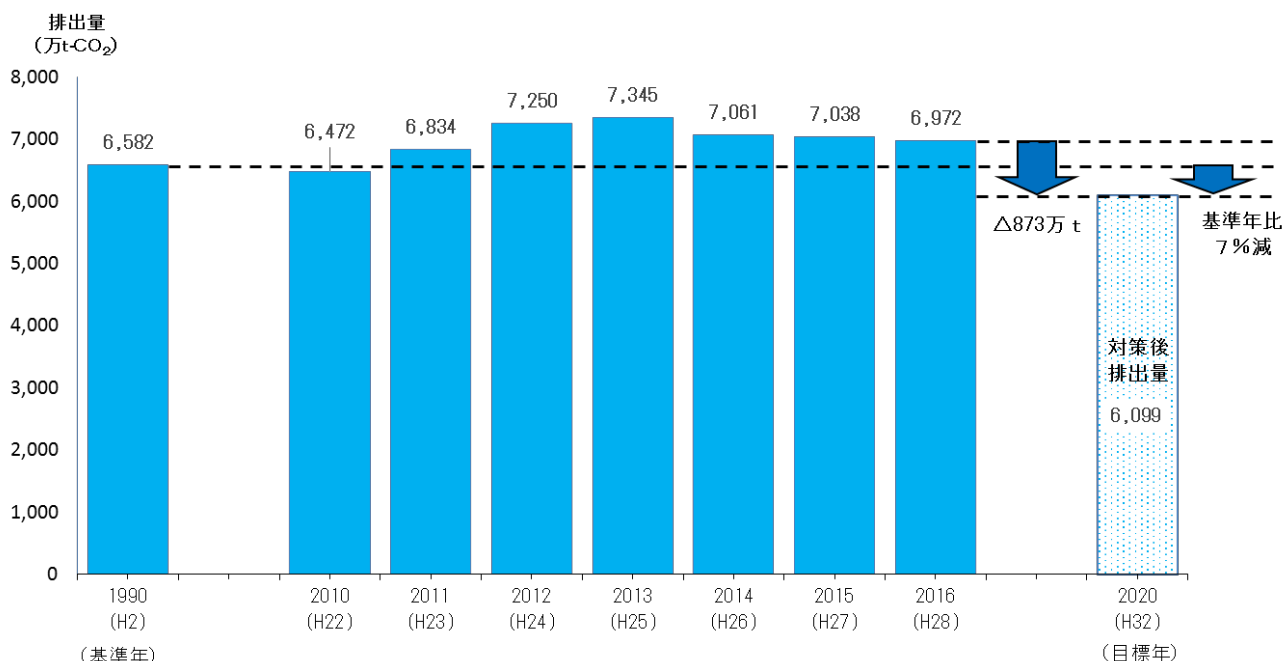


図 1 2016 (H28) 年度の温室効果ガス排出量と削減目標との比較

## ② 部門別の二酸化炭素排出量

- 産業部門からの排出量が最も多く、次に民生(家庭)部門、運輸部門、民生(業務)部門となっており、この四部門で全体の約90%を占めています。
- 基準年からの排出量の推移を見ると、民生(家庭)部門で昨年度から若干増加していますが、各部門とも近年は概ね横ばいとなっています。
- 全国と比較すると、民生(家庭)部門、運輸部門の割合が高い一方、民生(業務)部門の割合が低くなっています。

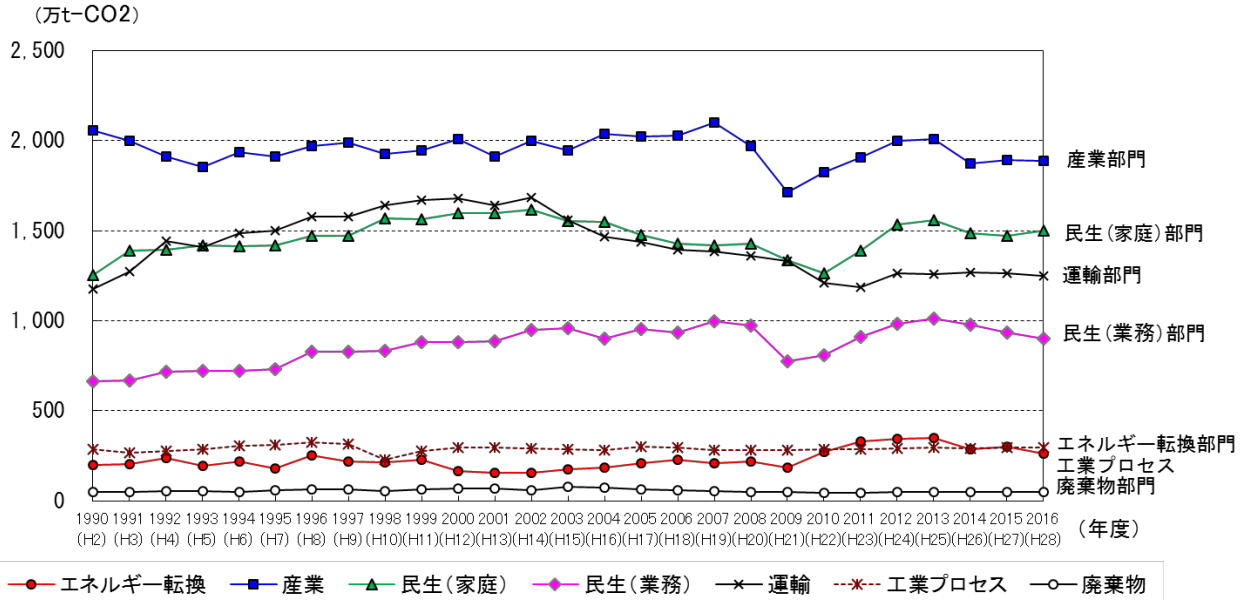


図2 道内の部門別二酸化炭素排出量の推移

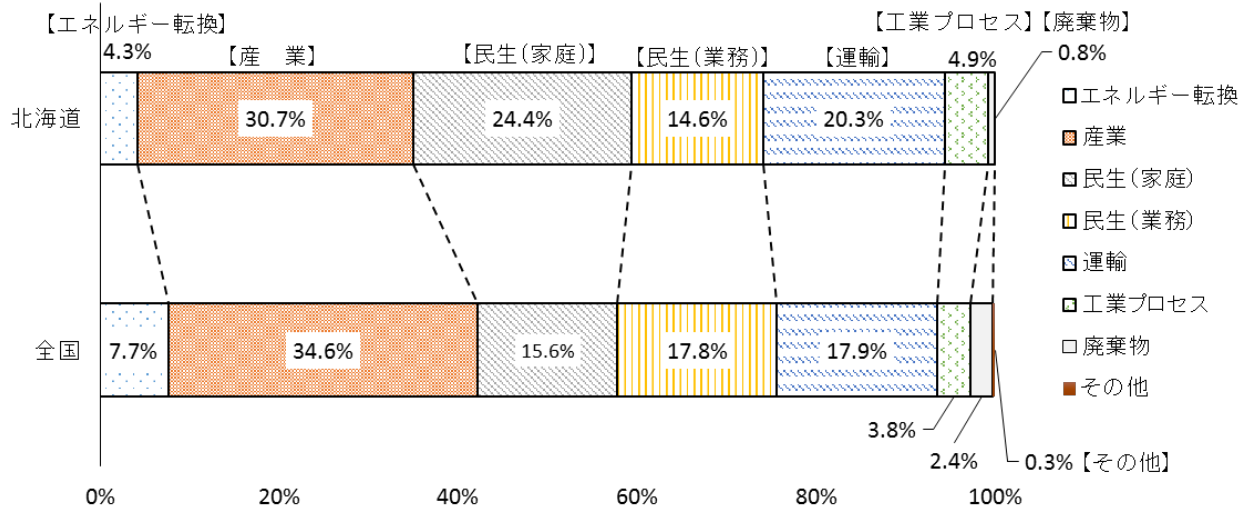


図3 北海道と全国の部門別二酸化炭素排出量の構成比 (2016 (H28) 年度)

## (2) 削減シナリオの進捗状況

- 推進計画に示した道民、事業者、運輸及び廃棄物関係の取組ごとの削減シナリオについて、2020 (H32) 年度の削減目標と、国が公表した「2016 年度における地球温暖化対策計画の進捗状況」などに基づき算出した本道分の 2016 (H28) 年度の削減量を比較し、進捗状況を取りまとめました。
- 2020 (H32) 年度における削減目標(975 万 t-CO<sub>2</sub>)から、2016 (H28) 年度の想定削減量を 542 万 t-CO<sub>2</sub>としていますが、フロン類の排出量が増加していることなどから、削減量は約 356 万 t-CO<sub>2</sub>となっており、計画どおり進んでいない状況です。

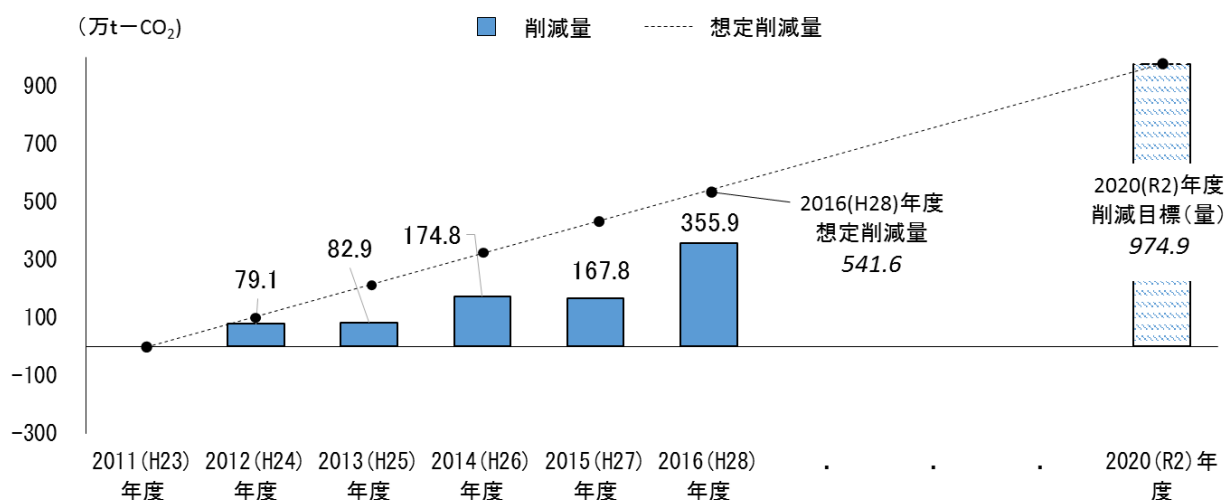


図4 削減シナリオの進捗状況（全体）

### (3) 対策・施策の実施状況等

平成30年度に道が行った対策・施策について、推進計画に掲げる3つの重点施策毎の実施状況等を取りまとめました。

#### ① 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換

##### ア 対策・施策の実施状況

- 条例に基づき、事業活動に伴い、多くの温室効果ガスを排出する事業者を対象に、事業者温室効果ガス削減等計画書や実績報告書の提出を義務づけ、公表しました。
- 道内企業の支援のもと、国際芸術技術協力機構と共同で、道内の小・中学校において、家庭における省エネルギーの取組を通じ環境マネジメント手法を学ぶ環境教育プログラム「キッズISO14000プログラム」を実施しました。
- エコドライブの普及啓発イベント、出前講座等を開催し、道民や事業者へのエコドライブの浸透・定着を図りました。
- 環境保全に貢献している事業所等を評価する「北海道グリーン・ Biz認定制度」を運用し、環境に配慮した事業活動を促進しました。
- 本道の環境保全に貢献しようとする企業から提供された資金を、(公財)北海道環境財団が実施する温暖化防止活動に結びつけ、財団と連携・協力を図りながら、本道の環境保全に取り組みました。

##### イ 対策・施策の評価

- 省エネや節電に対する理解や具体的な取組を持続させ、低炭素型ライフスタイルへの転換を加速するためには、継続的な取組を促すことが重要であり、これまでの取組の成果を踏まえて、より効果的な普及方策を検討する必要があります。
- 交通安全の推進運動や市町村などと連携するなど、エコドライブの普及啓発が必要です。
- 北海道グリーン・ Biz認定制度による登録件数は増加傾向にありますが、認定事業所の積極的なPRや制度の周知を通じて、事業者の温暖化防止行動の促進が必要です。
- 引き続き、北海道地球温暖化防止活動推進センターはもとより地域も含めた幅広い主体との連携のもと、より効果的な対策を展開していく必要があります。

## ② 地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入等

### ア 対策・施策の実施状況

- 水素社会の実現に向け、水素について普及啓発を行う「水素燃料電池普及キャラバン」を実施したほか、水素関連ビジネスの展開に向けた調査やセミナーを開催しました。
- 今後、成長が期待されるスマートコミュニティ関連市場への道内企業の参入を促進するため、スマートコミュニティの構築に向けたフォローアップ、サポートや寒冷地型スマートハウス街区の形成に向けた市町村に対するニーズ調査、民間ネットワークと連携した人材育成の取組の促進などにより、環境産業の育成・振興を図りました。
- 「きた住まいる制度」の取組を推進するため、技術者の技術の向上を図る「きた住まいる技術講習会」や「きた住まいる現場見学セミナー」を実施しました。
- バイオマス利活用施設整備に係る補助を行い、バイオマス産業都市構想に位置づけられた事業化プロジェクトを支援しました。

### イ 対策・施策の評価

- 水素の利活用を促進するため、北海道水素社会実現戦略ビジョンや水素サプライチェーン構築ロードマップ等に基づき、産学官が連携して水素社会実現に向けた取組を進める必要があります。
- 省エネルギー・新エネルギーに係る各事業により導入が促進されましたが、更に促進することが必要であり、省エネ・新エネ設備の導入等に係る各種情報の一体的な提供を推進することが重要です。
- 建築物の省エネ性能等の確保の必要性について周知徹底を図るとともに、道内の住宅生産者における省エネ性に優れた住宅ストックの形成に必要な技術力の向上に向け、住宅事業者の登録制度である「きた住まいる」を普及していくことが必要です。
- バイオマスなどの利活用による地域循環圏の形成に向け、関係者と連携し、地域特性に応じた利活用システムの構築等を進めることが必要です。

## ③ 二酸化炭素吸収源としての森林の整備・保全等の推進

### ア 対策・施策の実施状況

- 「北海道森林吸収源対策推進計画」に基づき、森林による二酸化炭素吸収量の確保に向けた適切な森林整備や保安林の適切な保全、木材利用を通じた二酸化炭素排出量削減に向けた木材及び木質バイオマスの利用促進や民間主体の木育活動の促進を図りました。
- 幅広い年代や地域の人々が意欲を持って取り組める息の長い道民運動として展開するため、木育を普及する専門家を育成するとともに、多様な主体との連携等による木育の取組を実施しました。
- 林地未利用材の集荷搬出に取り組む林業事業者の拡大に向け、林地未利用材の集荷・搬出に係る実証試験をおこない、実証結果等の集荷・搬出事例を林業事業者へ普及PRしたほか、木質バイオマス利用設備の導入を促進するためのセミナー等を開催しました。
- 「北海道広域緑地計画」に基づく道立広域公園の整備推進のため、公園施設の整備・補修などを実施しました。

### イ 対策・施策の評価

- 森林資源の循環利用を通じて森林の持つ二酸化炭素の吸収や水源の涵(かん)養、木材の生産などの多面的機能を持続的に発揮させるため、木材利用と環境保全との調和を図りながら、間伐等による森林の整備や保安林制度による適正な森林の保全などの取組を推進することが必要です。
- 道民や企業等が地球温暖化防止について理解を深め、一体となって温室効果ガスの削減に向けた取組を推進するため、森林や森林づくりに関する様々な情報を提供するとともに、森林とのふれあいプログラムの提供や民間企業と連携した森林づくりの取組などにより、道民や企業などによる森林づくりを進めることが重要です。
- 林地未利用材の安定供給体制の構築と併せ、木質ペレットなどの利用拡大を着実に進めることが必要です。
- 市町村と連携した取組を進めるなど、道内全域における緑地等の保全・創出という視点から取り組むことが必要です。

### 3 道内の取組状況

道内の市町村、事業者、NPOなどにより行われている地球温暖化対策のための様々な取組や調査研究について取りまとめました。

#### (1) 市町村の取組状況

- 公共施設において、太陽光発電システムや木質ペレットボイラー、LED照明など省エネ・再エネ機器の導入が進められています。
- 太陽光発電システムへの補助、街路灯・防犯灯のLED灯化への補助、木質ペレットストーブの導入への補助など、多くの市町村で省エネ・新エネ関連の助成制度を設け支援を行っています。
- 帯広市及び下川町は、2008(H20)年度に、ニセコ町は、2013(H25)年度に「環境モデル都市」として国から選定され(全国で23都市/2013(H25)年度末)、二酸化炭素などの温室効果ガスの大幅な排出削減など、低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて取組を実施しています。
- 下川町は、2011(H23)年度に「環境未来都市」に選定され(全国で11都市・地域)、環境や超高齢化対応などに係る事例を創出し、それを国内外に普及啓発展開することにより、需要拡大や雇用創出などを図り、地域の活性化に向けた取組を進めています。
- 稚内市など道内の34市町村は「バイオマス産業都市」に選定され、バイオマス発電の活用など、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域として取組を進めています。
- 札幌市、ニセコ町及び下川町は、2018(H30)年度に「SDGs未来都市」に選定され(全国で60自治体/2019(R1)年11月末現在)、ニセコ町及び下川町については、特に先導的な取組として「自治体SDGsモデル事業」にも選定され(全国で20自治体/2019(R1)年11月末現在)、SDGsの達成に向けた取組を進めています。

#### (2) 事業者、NPOなどの取組状況

- 地球温暖化防止の率先行動をはじめ、地中熱を利用したヒートポンプシステムの導入や省エネルギー建築物の設計、常用タクシーで乗客と宅配貨物を一緒に運ぶ事業などといった、他の事業所の模範となるような優れた取組や先進的な取組、創意あふれる北海道らしい取組などが行われています。
- 地球温暖化対策推進法に基づき設置されている地球温暖化対策地域協議会では、イベントや環境展、市民講座などの事業を通じ、地域住民を対象に地球温暖化防止のための普及啓発事業を行っています。